

令和7年(行ウ)第91号 未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

証拠説明書 (4)

2026年5月11日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 多田晋 作

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲42	意見書(「未成年者選挙運動禁止規定の合憲性について」) 原本	2026.5.11	門田孝	本件各規定を「選挙のルール」として広い立法裁量に服するということはできず、また、間接的、付随的制約にも当たらないこと。本件各規定の憲法適合性は厳格に審査されるべきであること。本件各規定が憲法21条1項に反し、違憲であること。	
甲43	意見書(「未成年者の選挙運動の禁止をめぐる憲法問題」) 原本	2026.5.11	井上典之	本件各規定は、未成年者の政治的意見表明の権利を制約するとともに、国民主権原理にも反すること。本件各規定を「選挙のルール」として広い立法裁量に服するということはできず、また、間接的、付随的制約にも当たらないこと。本件各規定が憲法21条1項に反し、違憲であること。	

以上